| 具体的な取組 | 担当府省 |
|---|---|
| ア　農山漁村における政策・方針決定過程への女性の参画拡大 | |
| ①　「人・農地プラン」を策定する際に、集落・地域における話合いや、市町村における検討会への女性農業者の参画を義務付けるとともに、その割合を30％以上とすることを目指すなど、地域の方針決定過程への企画・立案段階からの女性の参画を促進する。 | 農林水産省 |
| ②　農業委員会の委員、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の役員等におけるそれぞれの目標に向けて、各都道府県・市町村・関係団体に対し、各団体の実態を踏まえ、女性の登用ゼロからの脱却、複数名の女性の登用、具体的な目標の設定等の取組を行うよう要請する。 | 農林水産省 |
| その際には、次の点に留意する。 | |
| ・　農業委員会の委員の任命を行う市町村長や農業協同組合の役員等の選出を行う当該農業協同組合等に対して、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）において、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを十分に踏まえ、委員・役員等の任命・選出が男女共同参画の視点から行われるよう、女性の参画拡大に向けた取組をより一層促進する。また、委員候補者の推薦を行う農業者、農業者が組織する団体その他の関係者に対しても、同規定が置かれたことなどについて、引き続きより一層の周知等、女性の参画拡大に向けた取組を促進する。 | 農林水産省 |
| ・　女性活躍推進法の適用がある事業主に対し、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用するよう要請する。 | 内閣府、厚生労働省 |
| ・　集落営農組織や土地改良区における意思決定過程への女性の参画拡大に向けた取組を促進する。 | 農林水産省 |
| ③　今後の地域を支えていく農業者となっていく認定農業者を始めとした、様々な形で農山漁村において地域を牽引していく女性リーダーを育成するための研修の充実等、女性リーダー層の活躍促進に向けてネットワーク化を推進し、先進的な取組や知識・技術に関する情報交換・提供等の継続的なサポートを推進する。 | 農林水産省 |
| ④　「食料・農業・農村基本計画」（平成27年３月31日閣議決定）に掲げられた女性活躍に関する取組及び農業委員や農業協同組合等の委員・役員等における女性の登用状況について、定期的にフォローアップを実施する。 | 農林水産省 |
| ⑤　各都道府県のみならず、市町村等各地域レベルにおいて農山漁村における男女共同参画が進むよう、女性の参画目標の策定を進めるとともに、策定された目標の達成に向け、積極的な取組を実施するよう、各地方公共団体に対して要請する。 | 内閣府、農林水産省 |
| イ　農山漁村における女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上 | |
| ①　家族経営協定の締結数の拡大及びその継続的な有効活用を図り、夫婦共同での各種制度への申請等を推進する。また、都道府県、市町村における普及体制の強化や、締結後のフォローアップを目的とした協定農家間の情報交換等を促進する。 | 農林水産省 |
| ②　農林水産業に従事する女性の経営管理能力や技術の向上を目的とした研修等における情報提供及び女性同士のネットワーク化等を推進し、民間企業等とも連携して新たなチャレンジによる経営の発展に向けた取組を促進する。 | 農林水産省 |
| ③　女性の林業経営への参画等により、地域全体における林業を活性化するため、施業意欲を高める研修や情報提供等を実施するとともに、女性林業グループの取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。 | 農林水産省 |
| ④　水産業における女性の参画を推進するとともに、水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う漁村女性グループの取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。 | 農林水産省 |
| ⑤　酪農及び肉用牛経営を始め畜産経営において重要な役割を占めている女性が経営や地域社会へ参画する機会を増やすため、女性の能力向上のための研修機会の提供及びヘルパー制度の充実等を通じ、女性が研修に参加しやすい環境づくりを促進する。 | 農林水産省 |
| ⑥　農林水産業における女性経営者の経営発展や女性の農林水産業者による適切な経営継承を図るため、女性の経営参画及び農地・施設等の資産の取得促進に向けた普及啓発を推進する。 | 農林水産省 |
| ⑦　女性の行う農林水産業に関連する経営や起業等の支援のための経営体向けの補助事業や融資について、女性の農林水産業者による活用を促進する。 | 農林水産省 |
| ⑧　農山漁村の中核を担う農林水産業経営における男女共同参画の実態把握・調査研究を実施するとともに、男女別データの把握に努める。 | 農林水産省 |

4　農山漁村における女性が働きやすい環境の整備、意識と行動の変革

| 施策の基本的方向 |
|---|
| 経営の多角化・複合化や６次産業化が進展する中で重要な役割を担う女性が過重な負担を負うことがないよう、働きやすい作業環境の整備や就業支援を進めるとともに、育児・介護等に関わる男女の負担の軽減等、農山漁村におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を促進する。<br>また、農山漁村の一部でいまだ根絶されていない固定的な性別役割分担意識等による行動様式を是正し、あらゆる場における意識と行動の変革を促進する。 |

| 具体的な取組 | 担当府省 |
|---|---|
| ア　農山漁村における女性が働きやすい環境の整備 | |
| ①　女性農業者の知恵と民間企業の技術等を結び付け、新商品やサービス開発等を行う「農業女子プロジェクト」の活動を拡大する。 | 農林水産省 |
| ②　農林水産業経営において、家族経営協定の締結に加え、福利厚生面の充実にもつながる法人化を進めるとともに、法人経営における女性の経営参画拡大に向けた取組を進める。また、女性の活躍推進に積極的に取り組む経営体への認定や表彰等を通じ、子育て期の女性でも働きやすい環境づくりを推進する。 | 農林水産省 |
| ③　農山漁村における少子高齢化の進展に対応するため、女性や高齢者を含め、今後の農村地域の活性化を担う人材の確保を推進する。 | 農林水産省 |
| ④　農林水産業への女性の就業希望者に対する情報提供、相談活動等を行うとともに、就業意欲の喚起や就業後の定着等を図るための支援等を実施する。特に、これまで女性の参画が少なかった林業及び水産業に関する分野においては、従事する女性のネットワーク化等を通じ、女性従事者の参画と定着を促進する。 | 農林水産省 |
| ⑤　農林水産業において「アシストスーツ」等のロボットやＩＣＴの活用を推進し、重労働や単純作業の軽減を図り、性別、年齢に関わりなく様々な作業が実施できるようにするとともに、農林水産業における技術の共有・継承を行いやすくする。また、男女別更衣室やトイレの設置等、女性が働きやすい職場環境の整備を推進する。 | 農林水産省 |
| ⑥　農林水産業やその関連事業における事故について男女別データの蓄積を含む実態の把握及び事故防止対策の強化を推進する。農林水産業における機械・施設等の設計、林業の現場や漁港の整備等に関して、安全性を高め女性が利用・活躍しやすい対策を推進し、安全確保に向けた研修等の充実を図る。 | 農林水産省 |